
徳島県営住宅（新住宅）〈万代町・名東（東）6号棟・津田松原団地〉

平成31年度 第1回

入居者募集のご案内

書類受付期間・場所

日時…2019年5月7日（火）・8日（水）

午前10時から午後4時まで

場所…徳島県庁 11階 講堂（別図参照）

抽選日時・場所

日時…2019年5月22日（水）

午前10時から午前11時30分まで

場所…徳島県職員会館 2階 会議室（別図参照）

徳島市万代町3丁目5-3

※抽選のための駐車場はございません、公共交通機関ご利用の上、お越しください。

【徳島県営住宅PFI管理センター】

徳島市かちどき橋1丁目57番1 ライフビル1階

電話：088-678-2271

FAX：088-655-6255

県営住宅入居者募集要領

新住宅(万代町、名東(東)6号棟、津田松原)

県営住宅とは

※新住宅は徳島県営住宅 PFI 管理センター、既存住宅は徳島県住宅供給公社が管理しています。

公営住宅法等の規定に基づいて、所得の少ない、住宅に困窮しておられる方々に、低廉な家賃で住宅を提供しようとするものです。

入居申込みから決定までの流れ

※本書総合案内に詳細を記載しております。

- 1 申込受付日に入居申込みに必要な書類を提出していただき、入居申込み資格等を審査した上で申込みを受け付けます。必要な書類が不備な場合は受付できません。また、家族を不自然に分離した申請は受付できません。
- 2 同一の募集に複数の申込みがあった場合は、一般住宅は抽選により当選者(仮当選者)を決定し、優先住宅は選考により当選者(仮当選者)を決定します。
- 3 当選決定後、『入居手続きに必要な書類』を提出していただき、内容を審査した上で入居を許可します。

注意事項

- 1 徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。
- 2 不正な申請が判明した場合は、当選資格又は入居許可を取り消します。
- 3 申込み後、入居までに同居親族が変更(出産、死亡を除く)となった場合は、その申込みが無効となる場合があります。

入居申込みができる資格

- 1 同居する親族(内縁関係にある方及び婚約者を含む)がいること。
※60歳以上の方、身体障がい者(身体障害者手帳1～4級までの方)、精神障がい者、知的障がい者、DV被害者(配偶者等からの暴力被害者)、生活保護を受けている方等は、居室数が2室以下の住宅に限って単身でも申込みできます。
なお、常時介護を必要とする方は、居宅において常時介護を受けることができる支援体制のある方に限ります。
※ 婚約者は、入居を指定した日から3ヶ月以内に結婚し、同居できる方に限ります。
- 2 現に住宅に困窮していること。
(原則、持家や公営住宅に居住している方は、困窮していることになりません)
- 3 収入が法令で定められた基準内であること。 → **次項の収入基準をご覧ください。**
- 4 申込者および同居する親族が、暴力団員でないこと。
- 5 申込者および同居する親族が、県税を滞納していないこと。
※「子ども・被災者支援法」に基づき定められた支援対象地域にお住まいの方も、国の定める範囲で申込み可能です。詳しくはお問い合わせください。
※受付の際に事情をお伺いすることがありますので、申込者ご本人か事情のよくわかる代理人による申込み(代理人のみの場合、委任状持参)をお願いします。

家賃について

※部屋ごとに、収入によってそれぞれ家賃が異なります。

1 入居を希望する部屋ごとに、収入区別の家賃をご覧ください。収入区分は所得月額に応じて決まります。

	収入区分	所得月額 = $\frac{\text{年間所得金額} - \text{諸控除額}}{12}$
一般階層	1	10万4千円以下
	2	10万4千円を超え12万3千円以下
	3	12万3千円を超え13万9千円以下
	4	13万9千円を超え15万8千円以下
裁量階層	5	15万8千円を超え18万6千円以下
	6	18万6千円を超え21万4千円以下

2 入居後は、毎年、収入を申告していただき、法令により定められた計算方法で翌年度の家賃を算定します。なお、収入申告がない場合は民間並みの高い家賃になりますのでご注意ください。

裁量階層

高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯

- 1 高齢者世帯 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満である世帯
- 2 障がい者世帯 入居者又は同居者が、障がい者・戦傷病者・被爆者・引揚者等である世帯
- 3 子育て世帯 同居者に中学生までの子どもがいる世帯

収入基準上限額早見表

段は年収、下段の()は月収、単位:円

区分	収入基準	扶養親族人数				
		0人	1人	2人	3人	4人
一般階層	15万8千円以下	2,967,999 (247,333)	3,511,999 (292,666)	3,995,999 (332,999)	4,471,999 (372,666)	4,947,999 (412,333)
裁量階層	21万4千円以下	3,887,999 (323,999)	4,363,999 (363,666)	4,835,999 (402,999)	5,311,999 (442,666)	5,787,999 (482,333)

※ 給与所得者が1人で、同居及び扶養親族の控除以外には、各種の控除がない場合の例です。

※ 源泉徴収票では支払い金額欄に記載の額です。

収入基準

所得月額が15万8千円以下であること (裁量階層は21万4千円以下)

$$\text{所得月額} = ((A) \text{年間所得金額} - (B) \text{諸控除額}) \div 12$$

↓
※裏面一覧参照

(A) 年間所得

給与所得 給与所得控除後の金額(給与総収入額 - 所得控除額)

事業所得 事業所得金額(事業総収入金額 - 事業必要経費)

年金所得 雑所得金額(年金等総収入金額 - 公的年金等控除額)

※所得者が2人以上いる場合は、それぞれに求めた年間所得金額を合計した額です。

(B) 諸控除額

控除名	控除対象者	控除額
① 同居親族控除	同居している家族のうち入居名義人以外の人	1人につき38万円
② 別居の扶養親族控除	同居家族には入っていないが、所得税法上の扶養親族控除の対象として認められている人(保険証等で確認します)	1人につき38万円
③ 老人扶養親族控除	扶養親族のうち70歳以上の人	1人につき10万円
④ 特定扶養親族控除	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の人(配偶者を除く)	1人につき25万円
⑤ 障がい者控除 ※特別障がい者控除	本人、配偶者、扶養親族及び同居者で障がい者等であり、手帳等を交付されている人(手帳等で確認します) ※重度の障がい(1~2級程度)の人(手帳等で確認します)	1人につき27万円 ※1人につき40万円
⑥ 寡婦控除	次のいずれかに当てはまる人 ①夫と死別したのち婚姻をしていない人 ②離婚したのち婚姻をしていない人で、扶養親族または生計を一にする子がある人 ③夫の生死が明らかでない人 ④婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていない人	その人の所得から27万円を限度に控除
⑦ 寡夫控除	次のいずれかに当てはまる人で、生計を一にする子がある人 ①妻と死別したのち婚姻をしていない人 ②離婚したのち婚姻をしていない人 ③妻の生死が明らかでない人 ④婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていない人	その人の所得から27万円を限度に控除

※年齢は、県が入居を指定する日現在の満年齢です。

※控除金額は、該当者1人(名義人以外、配偶者及び扶養家族)についての額(年間)です。

※寡婦・寡夫控除は、所得が27万円以上の方については、27万円

27万円未満の方については、その所得金額を控除します。

県営住宅入居申込書	台帳番号	※
徳島県知事殿		年 月 日
〒		
現住所 _____ (フリガナ) _____ 申込み者氏名 _____ 電話番号 (_____) _____		
<p>県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。</p> <p>なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納していない事の確認のため、関係機関に照会されることに同意します。</p> <p>また、入居後において、入居者(申込者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。</p>		
1 入居を申し込む団地 _____ 団地(型式 _____ DK) 住宅番号 (_____)		
2 申込者及び同居しようとする親族の状況		
(フリガナ)	氏名	備考
氏名	生年月日	年齢
続柄	職 業	勤務先等の所在地及び電話番号
本人		(電話番号 _____)
		(電話番号 _____)
		(電話番号 _____)
		(電話番号 _____)
		(電話番号 _____)
		(電話番号 _____)
3 現在の住居の状況		
種 別	次のうち、該当するものに○印をつけてください。 (1) 持家(売却予定を含む。) (2) 公営住宅 (3) 公社・公団住宅 (4) 社宅・職員住宅 (5) 民間アパート等 (6) 親族の家に同居 (7) その他(_____)	
家 賃	円	間取り
	×	×
4 入居を申し込む理由		駐車場使用希望(○して下さい。) ある ・ ない

5 同居しようとする親族が申込者と住所が異なる場合の住所等		
氏名	住所及び電話番号	申込者とともに入居する理由等
	(電話番号)	
	(電話番号)	
	(電話番号)	
	(電話番号)	
	(電話番号)	
6 収入基準の算定 ※		
7 確認事項		
<p>該当する場合は、□にレ印を記入して下さい。</p> <p><input type="checkbox"/> 申込者及び同居しようとする親族は、暴力団員ではありません。</p> <p><input type="checkbox"/> 申込者及び同居しようとする親族は、県税を滞納していません。</p>		
申込者の住宅に困窮する実情	<p>次のうち、該当するものに○印を付けて下さい。</p> <p>イ 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>ロ 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>ハ 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適切な居住状態にある者</p> <p>ニ 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退き先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）</p> <p>ホ 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払いを余儀なくされている者</p> <p>ヘ イからホまでに該当する者のほかに現に住宅に困窮していることが明らかな者</p>	
記入上の注意	<p>1 「職業」欄には、勤務先があるときは、会社名と〇〇課総務係のように詳細に書いて下さい。なお、学生は学校名を書いて下さい。</p> <p>2 この申込書は正確に書いて下さい。重要な事実について記載がない場合であつて当該不備を補正しないとき又は虚偽の記載があるときは、入居の許可を拒否します。また、虚偽の記載をして県営住宅の入居の許可を受けた場合には、入居を取り消すことがあります。</p> <p>3 ※印欄には、記入しないで下さい。</p>	

備考 この様式は、県営住宅（徳島県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和35年徳島県条例第12号）第10条第1項の規定の適用を受ける場合を除く。）に入居しようとする場合に使用すること。

給 与 支 給 明 細 書

給与所得者のうち、中途就職者（2018年1月2日以降就職された方）については、源泉徴収票に併せて下記記載例の給与支給明細書を提出してください。

住 所
氏 名

（中途就職者用）

支給別 月別	本 俸	扶養手当 (家族手当)	超過勤務 手 当 (残業手当)	賞 与 (ボーナス)	手 当	手 当	計	控 除 額 税 金 ・ 他 そ の 他
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
年 月分								
計								
控除対象配偶者の有無		有 無		扶養親族数（配偶者を含む）				人
就 職 年 月 日				年 月 日				

上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日

所 在 地
名 称
代表者氏名



- ※注
- ・ 申込みの前月から就職した月までさかのぼって記入してください。
 - ・ 支給別欄のうち空欄になっている手当欄には、各事業所独自の手当を支給されている場合は記入してください。
 - ・ 記載金額は全て課税対象となる金額を記入してください。
 - ・ 給与所得者が2名以上ある場合はその所得者の数だけ別々に作成してください。
 - ・ 扶養親族数は必ず記入してください。

平成31年度 第1回徳島県営住宅入居者募集について 総 合 案 内

受付期間・場所

日 時 2019年5月7日(火)・5月8日(水)の2日間

午前10時から午後4時まで

場 所 徳島市万代町1丁目

徳島県庁 11階 講堂(別図参照)

※受付のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しく下さい。

受付時の注意事項

- 郵送による受付は致しておりません。
- 受付の際に事情をお伺いすることがありますので、申込み者ご本人か事情のよくわかる代理人(委任状要)による申込みをお願いします。

※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。

抽選日時・場所

日 時 2019年5月22日(水) 午前10時から午前11時30分まで

場 所 徳島市万代町3丁目5-3

徳島県職員会館 2階 会議室(別図参照)

※抽選には必ずしも出席する必要はありませんが、公開抽選となっておりますので、できるだけ多くの方の御参加をお願いします。

※抽選のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しく下さい。

選考方法

- ◎ 方 法 入居予定者の決定は公開抽選(優先住宅選考分を除く)で行います。
(当日抽選会に出席された方の中から代表者を選んで抽選していただきます。)
同時に補欠当選者を団地区別に若干名抽選します。
当選者に失格・辞退等が生じた場合、補欠当選者が繰上げ当選者となります。

再受付について

入居希望のなかった住宅(一般)について次のとおり再受付します。

ただし、再受付に申込みできるのは今回申し込みを行ったが当選しなかった方のみです。

再受付日時 2019年5月22日(水) 午後1時から午後4時まで

再抽選日時 2019年5月22日(水) 午後4時から

・再受付、抽選場所 徳島県職員会館 2階 会議室(別図参照)

発 表

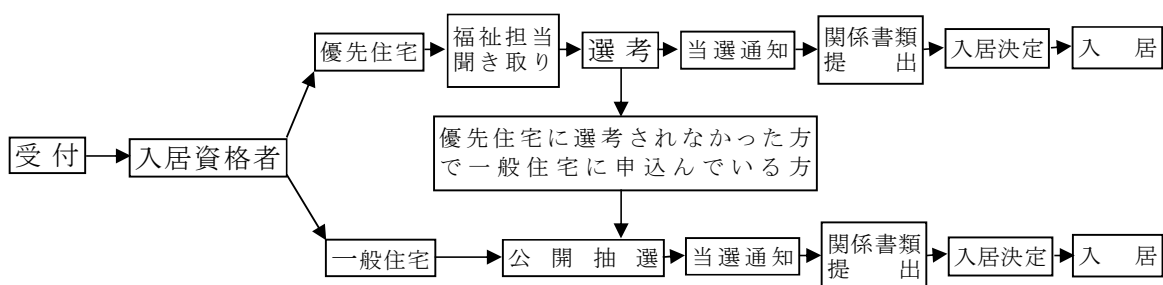
抽選結果は、徳島県住宅課及び徳島県営住宅PFI管理センターに掲示し、当選者には通知します。

※電話での当選番号のお問い合わせは、抽選日(5月22日)の午後1時以降にお願いします。

入居申込みに必要な書類等

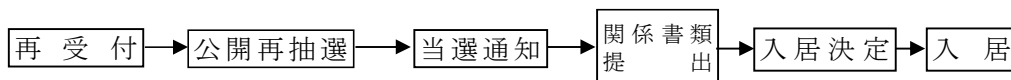
- 1 県営住宅入居申込書（県が指定する書式による）
- 2 収入を証する書類 ※入居される方全員の書類が必要です。
 - ① 給与所得者 源泉徴収票
（中途転職者の方については県が指定する書式の給与支給明細書又は昨年度の源泉徴収票（H30年1月）以降に転職した方は、直近1年間の所得を証明できる書類）
 - ②事業所得者 市町村長発行の前年中の所得・課税証明書
 - ③年金受給者 受給している年金振込通知書又は前年中の公的年金等の源泉徴収票
 - ④生活保護受給者 福祉事務所等発行の生活保護受給証明書
- 3 障がい者手帳の写し
- 4 婚約中の方は、婚約証明書（県が指定する書式による）
- 5 離婚を理由に申込まれる方は、書類審査時に戸籍謄本で確認できる方。
また、離婚調停中で申込まれる方は、書類受付時までに裁判所へ調停申込み済みで、かつ入居許可までに離婚調停成立が可能な方
- 6 印鑑（認印）
- 7 その他、知事が必要と認める書類

申込みから入居まで



※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。

- 上記の選考において、一般住宅及び優先住宅について申込みがなかった住宅



※再受付と再抽選は、一般住宅の抽選日と同じ日に行います。

当選後、必要な書類

- ① 県が指定する書類。（入居者調書、同意書、誓約書、連帯保証人調書等）
- ② 請書（連帯保証人2名（同一世帯でないこと）が連署したもの。保証人の印鑑証明書、所得課税証明書が必要です。）
～連帯保証人資格について～
※原則として、連帯保証人の内1人は、現に県内に居住している方であること。
※連帯保証人同士が同一世帯でないこと。
※入居者と同等以上の継続した収入があること。
※優先入居対象者、DV被害者、生活保護を受けている方で、身寄り等が少ないため、努力したにも関わらず連帯保証人を2名確保する事が困難と認められる場合は、連帯保証人を1名とすることができます。
- ③ 市町村長発行の前年中の所得課税証明書
- ④ 入居される方全員の住民票（※マイナンバーの記載がないもの）及び保険証
- ⑤ 戸籍謄本（単身入居者のみ）

【駐車場を希望される方】

- ① 自動車保管場所使用許可申請書
- ② 車両使用者又は、所有者の運転免許証写し
- ③ 車両の車検証写し
- ④ 介護関係及び会社関係の車両使用証明書
介護に関しては、関係者の免許証及び使用車両車検証の写し

入居予定日等

- ① 当選者の入居予定日は、2019年7月1日です。
（入居説明会及び鍵渡しは2019年6月24日頃を予定しています。）
- ② 当選通知後、指定の期日までに関係書類の提出がない場合は、辞退されたものとして処理します。
- ③ 重複して申込みされた場合は、すべて無効になります。（優先住宅との重複は除く。）
- ④ 入居時に敷金として家賃の3ヶ月分が必要です。
（有料駐車場については、使用料の3ヶ月分が別途保証金として必要です。）
- ⑤ その他、自治会費、共益費が必要です。

自治会の運営について

県営住宅は集合住宅です。入居者の皆さんが協力し、共用部分を円滑に運営するため、自治会を組織し、共益費の徴収などを行って頂いております。
入居される皆さんは、必ず自治会に入会してください。

駐車場について

原則1戸に1台を限度に、自動車保管場所使用承諾証明書を交付しております。
必ず、当選後に必要な書類を提出の上、審査を受けて下さい。
また、車庫法に基づき、自動車を保有している方については、団地周辺（2km以内）で、駐車場を各自で確保して頂く必要がありますので、ご承知おきください。

ペット飼育禁止について

県営住宅では犬、猫、鳩等動物の飼育は禁止しております。

入居申込書の記入例

様式第1号（第3条関係）
その1

県営住宅入居申込書	台帳番号	※
2019年〇〇月〇〇日		
<p style="text-align: center;">徳島県知事殿</p> <p style="text-align: right;">〒770-0941 現住所 徳島市万代町1丁目1番地 (フリガナ) トクシマ タロウ 申込み者氏名 徳島太郎 電話番号 621-xxxxx</p>		
<p>県営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。 なお、申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でないこと及び県税を滞納していない事の確認のため、関係機関に照会されることに同意します。 また、入居後において、入居者(申込み者)又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、県営住宅を明け渡すことを誓約します。</p>		
<p>1 入居を申し込む団地 <u>津田松原</u> 団地(型式 <u>2DK</u>) 住宅番号()</p> <p>2 申込者及び同居しようとする親族の状況</p>		
(フリガナ)		
氏名	生年月日	年齢
トクシマ タロウ 徳島太郎	S39.5.10	54
ハナコ 花子	S44.7.15	49
イチロウ 一郎	H13.8.1	17
続柄	職業	勤務先等の所在地及び電話番号
本人	徳島建設(株)	徳島市かちどき橋1丁目57番地1 (電話番号 678-xxxx)
妻	無職	(電話番号)
子	富田高校 アルバイト	(電話番号)
		(電話番号)
		(電話番号)
		(電話番号)
3 現在の住居の状況		
種別	次のうち、該当するものに○印をつけてください。 (1) 持家(売却予定を含む。) (2) 公営住宅 (3) 公社・公団住宅 (4) 社宅・職員住宅 (5) 民間アパート等 (6) 親族の家に同居 (7) その他()	
家賃	50,000円	間取り 6.0 × 4.5 × DK (2DK)
4 入居を申し込む理由 部屋が狭い、家賃が高い、建物が古い。		駐車場使用希望(○して下さい。) ある ・ ない

給与支給明細書の記入例

給与所得者のうち、中途就職者（2018年1月2日以降就職された方）については、源泉徴収票に併せて下記記載例の給与支給明細書を提出してください。

給与支給明細書
(中途転職者用)

住所 徳島市万代町1丁目1番地
氏名 徳島太郎

支給別 月別	本 俸	扶養手当 (家族手当)	超過勤務 手 当 (残業手当)	賞 与 (ボーナス)	手 当	手 当	計	控 除 額 税 金 ・ そ の 他
平成 年 月 分								
2018年 9月	110,000						110,000	
10月	220,000		10,000		10,000		240,000	
11月	220,000		20,000		10,000		250,000	
12月	240,000		20,000		10,000		270,000	
2019年 1月	240,000		20,000		10,000		270,000	
2月	240,000		20,000		10,000		270,000	
3月	240,000		20,000		10,000		270,000	
申し込みの前月分 (2019年4月)	240,000		20,000		10,000		270,000	
計	1,750,000		130,000		70,000		1,950,000	
控除対象配偶者の有無	有 無		扶養親族数 (配偶者を含む)				2 人	
就 職 年 月 日	2018年 9月 15日							

上記のとおり相違ないことを証明します。
2019年 5月 1日

所 在 地 徳島市かちどき橋1丁目57番1
名 称 徳島建設株式会社
代表者氏名 代表取締役 東 西 一 郎



- ※注
- ・ 申込みの前月から就職した月までさかのぼって記入してください。
 - ・ 支給別欄のうち空欄になっている手当欄には、各事業所独自の手当を支給されている場合は記入してください。
 - ・ 記載金額は全て課税対象となる金額を記入してください。
 - ・ 給与所得者が2名以上ある場合はその所得者の数だけ別々に作成してください。
 - ・ 扶養親族数は必ず記入してください。

一般住宅一覧表

(※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。)

間取りの数字は広さを畳数で表したもの
 洋3.8・・・洋室3.8畳、4.5・・・4.5畳、5.6・・・5.6畳、6.6・・・6.6畳、
 和3.3・・・和室3.3畳、4.7・・・4.7畳、
 DK7.4・・・ダイニング・キッチン7.4畳 etc.
 K・・・台所、DK・・・ダイニング・キッチン
1DK・2DK・・・単身での申込みができます
3DK・・・2人以上での申込みになります
 (単)・・・単身者でのお申込みができます
 その他 網戸の設備はありません

住宅番号の読み方

例 308・・・3階の8号室
 807・・・8階の7号室
 6215・・・6号棟2階の15号室
 6701・・・6号棟7階の1号室

団地名	所在地	建設年度	構造	募集戸数	住宅番号	階数	間取り 型	収入 区分	家賃(円)	備考
名東(東)	徳島市名東町 1丁目69-2	平成 27	高層 耐火 8階建	1	6505	5	洋5.6・4.5 DK(7.4)	1	24,600	※事故住宅 (単) ○駐車場使用料 予定月額1,300円 ○エレベーター有 ○共益費 月額約4,500円
								2	28,400	
								3	32,500	
								2DK	4	
津田松原	徳島市津田町 3丁目7-7	平成 27	高層 耐火 8階建	1	303	3	洋5.6・4.5 DK(7.4)	1	24,400	(単) ○駐車場使用料 予定月額1,200円 ○エレベーター有 ○共益費 月額約4,500円
								2	28,200	
								3	32,300	
								2DK	4	
津田松原	徳島市津田町 3丁目7-7	平成 27	高層 耐火 8階建	1	312	3	洋5.6・4.5 DK(7.4)	1	24,400	(単) ○駐車場使用料 予定月額1,200円 ○エレベーター有 ○共益費 月額約4,500円
								2	28,200	
								3	32,300	
								2DK	4	
津田松原	徳島市津田町 3丁目7-7	平成 27	高層 耐火 8階建	1	805	8	洋7.1 DK(5.6)	1	18,200	(単) ○駐車場使用料 予定月額1,200円 ○エレベーター有 ○共益費 月額約4,500円
								2	21,000	
								3	24,000	
								1DK	4	

※共益費は、各団地で満室入居時の目安額です。入居戸数によって変動する場合があります。

優先住宅について

▶ 優先入居対象者

優先住宅は、次の①～⑤のいずれかに該当する方が申し込みできます。

- ①母子・父子世帯…配偶者のない者で、20歳未満の子を扶養している世帯
(DV被害者(配偶者からの暴力被害者)で20歳未満の子を扶養している女子も対象とします。)
- ②高齢者世帯…60歳以上の単身者又は60歳以上(一方の配偶者は60歳未満可)若しくは18歳未満の親族で構成する世帯
- ③障がい者世帯…1～4級までの身体障害者手帳所持者、療育手帳を所持する程度の者又は精神障害者保健福祉手帳を所持する程度の者等がいる世帯
※車いす常用者がいる世帯は車いす専用住宅に申し込みできます。
- ④多子世帯…18歳未満の子を3人以上扶養している世帯 **※多子枠のみ申し込みできます。**
- ⑤炭鉱離職者又は引揚者の世帯

▶ 申込み方法

優先入居対象者は、一般公募住宅と優先住宅の双方に入居申し込みできます。

申込みは、受付の当日、担当者に優先住宅を希望する旨を伝え申し込んでください。

※なお、徳島県住宅供給公社の募集物件との重複での申込みはできません。

▶ 選考方法

優先住宅の入居者の選考は、徳島県保健福祉部及び県民環境部において困窮度等を調査のうえ決定します。

▶ 必要な書類

入居申込みに必要な書類の他、障がい者世帯の方は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を持参してください。

なお、DV被害者の方は、地方裁判所の保護命令発行通知書、こども女性相談センター所長の保護証明書等が必要となります。

また、申込み後、上記以外の書類の提出が必要な場合があります。

※優先住宅で選考された方は、一般住宅への申込みは無効となります。

優先住宅：選考

優先住宅一覧表

(※徳島県住宅供給公社が案内しております、募集物件との重複での申込みはできません。)

(車いす常用者世帯向け住宅)

間取りの数字は広さを畳数で表したものの
 洋3.8・・・洋室3.8畳、4.5・・・4.5畳、5.6・・・5.6畳、6.6・・・6.6畳、
 和3.3・・・和室3.3畳、4.7・・・4.7畳、
 DK7.4・・・ダイニング・キッチン7.4畳 etc.
 K・・・台所、DK・・・ダイニング・キッチン
1DK・2DK・・・単身での申込みができます
3DK・・・2人以上での申込みになります
 (単)・・・単身者でのお申込みができます
 その他 網戸の設備はありません

住宅番号の読み方

例 308・・・・3階の8号室
 807・・・・8階の7号室
 6215・・・・6号棟2階の15号室
 6701・・・・6号棟7階の1号室

車いす常用者がいる世帯の方が申込みできる

団地名	所在地	建設年度	構造	募集戸数	住宅番号	階数	間取り		収入区分	家賃(円)	備考
							型	式			
万代町	徳島市万代町 5丁目22-9	平成 27	高層 耐火 8階建	1	113	1					(単) ○駐車場使用料 予定月額1,800円 ○エレベーター有 ○共益費 月額約2,500円
							洋3.6・7.2 DK(8.7)	1	31,400		
								2	36,300		
							2DK	4	46,800		

※共益費は、各団地で満室入居時の目安額です。入居戸数によって変動する場合があります。

申込みについての注意事項

【申込み資格】

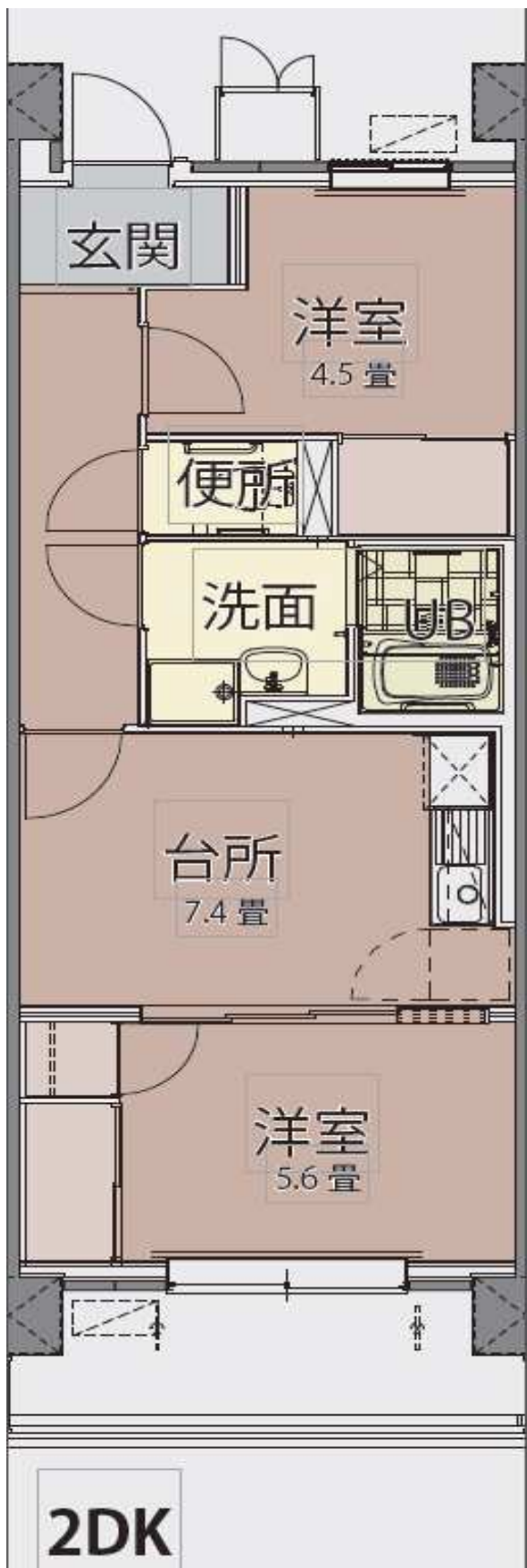
車いす世帯向住宅に申込みできる方は、申込み資格以外に、現在車いすを常用されている方または同居者に常用者のいる世帯に限ります。

- ・ 両下肢、体幹、若しくは移動機能等の障がいの程度が3級以上で、現に車いすを常用する必要がある方を含む世帯。
- ・ 身体の機能の障がいを重複して有し、現に車いすを常用する方を含む世帯。

【車いす専用住宅の特徴】

- ・ 車いすでの生活が支障なく送ることができる設備を整えています。

【名東(東)団地・津田松原団地 参考図】



【津田松原団地 参考図】



【万代町団地（車いす専用住宅）参考図】



2DK (HC)

受付会場の略図

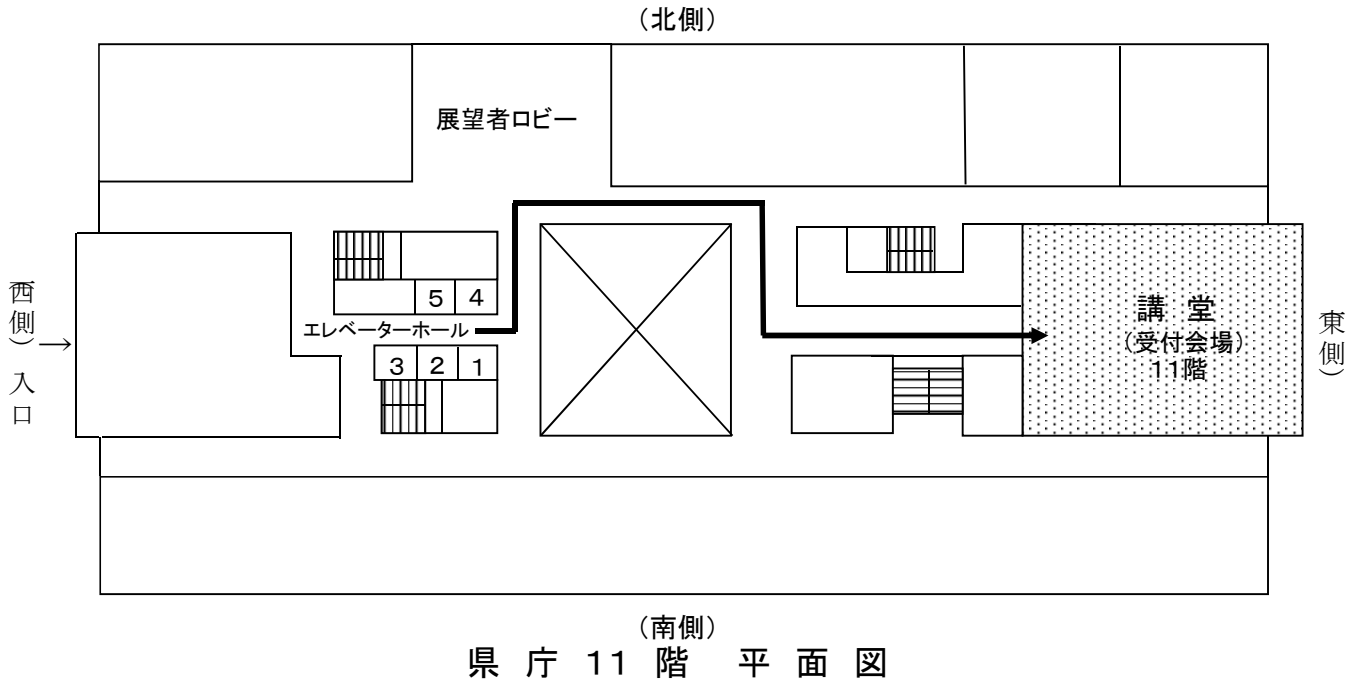
受付日時 2019年5月7日(火)
2019年5月8日(水)
午前10時～午後4時

※会場：徳島県庁11階講堂（徳島市万代町1丁目）

公共交通機関

J R 徳島駅下車	1300m
J R 阿波富田駅下車	450m
バス県庁前下車	100m

※受付のための駐車場はありませんので、公共交通機関でお越しください。



抽選会場の略図

抽選日時 2019年5月22日(水)
午前10時～午前11時30分
再受付日時 同日
午後1時～午後4時まで
再抽選日時 同日
午後4時から

※会場：徳島県職員会館 2階 会議室
（徳島市万代町3丁目5-3）

公共交通機関

J R 徳島駅下車	1400m
J R 阿波富田駅下車	500m
バス県庁前下車	150m

※再受付に申込みできるのは今回申込みを行ったが
当選しなかった方のみです。

※抽選、再受付のための駐車場はありませんので、
公共交通機関でお越しください。

